

# 政審資料

1959年  
10月15日発行  
10月号

No.23

一目 次一

第二回政策研究集会開催に当って.....1

## △焦点△

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| I、社会党提案の災害諸立法の内容..... | 2  |
| II、石炭鉱業の危機突破対策.....   | 10 |
| 附 石炭鉱業安定法案要綱.....     | 14 |

## △資料△

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I、昭和三四年度予算補正の<br>編成替を求めるの動議..... | 15 |
| II、原爆被害者等援護法の要綱.....             | 20 |
| 附 第二回政策研究集会の開催要領.....            | 22 |

発行所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番

# 第一回政策研究 集会に当つて

昨年八月第一回の政策研究集会の中心点は地方政策、自治体綱領であったが、その後多くの地方府県連の同志達は、地方自治政策の調査作成に取りくみ、相当の進歩を見たことに深く敬意を表したい。参議院選挙の不成績にも拘らず、地方選挙での党勢力の躍進が、このためであったとは敢て断言はできないにしても、選挙や日常活動における「政策」の重要性はいよいよ高まるだけである。

われわれはこの第二回の研究集会において、過去の経験の上に更に検討と批判を加え、學習と政策浸透に一段の前進を期したい。

党再建論争は不幸にも西尾新党的分裂を来したが、最も遺憾なことは、対立論争の問題点が、曰く「階級政党か国民党か」「社会主義か暴力革命か」などという思想の上つ皮のところでだけ議論され、眞の観念論争にもなっていないところにある。

われわれはこの問題についても、日本と世界の資本主義經濟の動向を正しく分析し、急速に変動する世界情勢を長期的に把握して、社会党の任務と進路を究明しなければならない。

いづれにせよ、政策活動は單なる批判分析の集積でもなく、まして一片の作文や演説資料の供給でもないのである。それは、日常活動的具体的な目標を示すだけではなく、将来社会党政権が何を為しまた為すことができるかということを、今日国民の前に明確にすることである。

将来の展望と目標を把握することによって、一人一人の党員は勇気と確信を以て行動することができ、大衆の中に党への信頼と協力を拡げることが可能になるのであって、こそ平和革命の条件といわなければならぬ。

われわれの真剣な政策活動こそ、党再建の原動力となることを思い、中央地方と相協力して一層の奮斗を期したいと願うものである。

## 焦点

# 社会党提案の災害諸立法の内容

## 一、被害激じん地指定基準案 都道府県指定案

- (1) 被害額（すなわち公共土木、農地、文教施設等被害額のみならず、特例法の対象となる各種被害額を含む）が当該府県の標準税収を上回る府県
- (2) 災害救助法を八割以上の市町村に発動した府県

## 二、市町村指定案

- (1) 市町村（土地改良区、農協などを含む）の負担にかかる被害額と当該市町村の区域内の都道府県の負担にかかる被害額の合計額が、当該市町村の標準税収入と都道府県税との合計額を超える市町村

- (2) 市町村の災害救助法第二十三条にもとづく救助費のうちの県の支弁した金額が、当該市町村の標準税収の百分の一をこえるもの

## 三、旧市町村別指定案

- 市町村別指定の方式に準ずる。

## 二、被災者援護法案の内容

去る九月に東海地方を襲った第十五号台風の被害は戦後最大のものであり、改めて台風による災害の常襲地帯であるわが国の実情というものを考えさせられたわけである。家、田畠など財産を流され、親兄弟、夫や妻に死なれてしまだに生活に立ち上がることができず、日々をかろうじて過ごしている人々は、今日なお多くをかぞえている。政府の出した資料をみても、七号、十四号、十五号の三つの台風によって受けた被害状況は、罹災世帯は実に四十万世帯をこえ、家屋の全壊、半壊、流失は十五万棟、床上および床下浸水にいたっては、六十三万棟にも達している。

こうした気の毒な人々にたいしては、災害救助法が発動されて、とりあえずのたき出しとか、被災者が雨露をしのぐ程度のことはなされていいる。また、各地の同胞からあたたかい救援

物資が送られて、被災者の一部には配給されている。

しかし災害救助法の建て前を考えると、これはもともと非常災害にたいしての応急的な救助が目的であつて、せいぜい、比較的富裕な自治体において最低限度に必要なナベ、カマや当座の衣類が支給されている程度である。この発動の期間も、十五号台風のようにとくに被害がじん大でかつ長期的な場合を除いては二週間なり三週間程度の短い期間に限られている。

現実に災害救助法の適用されている地域の実情をみると、法律に規定する程度のたとえば被服、寝具その他生活必需品の給与とか、医療や生業に必要な資金の給与とか、あるいは災害にかかった住宅の応急処理などはほとんど実施されていない。たしかに医療救護班で負傷程度の手当はしてもらえるが、水に長い時間つかつてカゼをひいたとか肺炎をおこしたとかということにかくねば、近所の医療機関で手当をしてもらわねばならず、その費用はもちろん、被災者負担である。床上浸水で水のひいた後の家は壁がくずれ落ちて夜など寒くて寝られない、そこでの家の周辺から板きれをひろってきて、ともかくも破れたところに打ちつけ寒さを防いでいるが災害救助法による住宅補償をやってもらえない。これが実情である。

生業に必要な資金の給与などというものは、ごく一部の例外を除いてはまずないと言つてしまい。

このように一、二の例をみても、災害救助法の運用というものが全くその場しのぎの応急措置にとどまっていることがわかる。これは法そのものの建て前が応急措置を目的とするものであるからやむを得ないと言えればそれまでであるが、なお行政運用上の問題として大いに不備の存するところである。

日本社会党としては、こうした不備を是正するため別途に災害救助法の改正を検討しているがともかく、災害救助法が、あくまで応急措置

を目的とするものであり、被災者の立ち上がりのためなんらかの措置をとり得るものでないことが、また現実にそのように運用されていないことは明白である。

しかし、被災者が現実にいま求めているのは、いたましい被災の跡から生活の再建に立ちあがることであり、そのための跳躍台である。すなわち、風水害によって破壊された生活の基盤を、とりあえず最低限度、正常にもどすための正常な資金である。

現行法では、これらの被災者あるいは被災世帯の立ちあがりのための生活資金はなんら考慮されていないのが現状である。

災害救助法がこのような意味での生活の再建を援護する任務にたえ得ないことはすでに述べたとおりである。もしかかる事態を放置するならば、被災によつて資産を失い立ちあがる機会を失つた人々のなかには、ついには生活保護を受けざるを得ない立場に追いこまれる人も多々発生するであろうことは火を見るよりあきらかである。市町村の窓口では世帯更生資金などの貸し付けワクもあるが、現実にこれらの貸し付け資金の運用状況をみると、財源そのものが言うに足りないほど乏しいうえに、保証人その他の貸し付け条件がきびしく事務的にめんどうなため、何かと混雜した被災現地においてはほとんど用をなしていながら現状である。罹災証明書をもつて役所に行けば、ただちに必要な資金の貸し付けなりなんなりの措置がじん速にとられる、そういう機動的な行政の体制を、いま被災者は切実に望んでいる。

したがつて、台風のじん大な被害が一般世論の批判と関心を喚起しているこの際、被災世帯の立ちあがりのための生活資金貸し付け、見舞金の支給、死亡者にたいする弔慰金の支給、災害時の負傷、疾病的治療費についての国庫補助などを中心とする生活の援護と自立更生のための立法を行なうことがぜひとも必要である。内容の大綱はつぎの通りである。

第一に本法の目的であるが、これは右に述べた趣旨にもとづき、被災者にたいし必要な援護を行ない、かつ、あらたな生活に再出発できるようその自立更生に資することを目的とすることを、はつきり明記した。

第二に、被災者の範囲であるが、これは政令で被災地域を指定し、その地域で風水害の被害を受けたものとした。このなかには、本人あるいは当該世帯は直接、被災しなくても、たとえば勤務先の会社、工場がつぶれて生活の方途を失つたような場合でしかも失業保険制度の適用を受けていない場合を含むことにした。

第三に、生活資金として十万円をこえない範囲で、市町村が被災世帯および前に述べたような間接の被災で生活の方途を失つた世帯にたいし、貸し付けができるようにした。この際の貸付金は、無利子とし、その据置期間を貸付の日から起算して二年とし、償還期間は据置期間を含み十二年以内とした。

問題は生活資金の貸付を受ける資格であるが、本法案の趣旨としては、被災地の現状にかんがみ、原則として市町村の発行する罹災証明書の有無によって資格を定めることにした。

第四に、この貸付に要する財源は、当該市町村において地方債を起こし、その地方債を国が資金運用部資金または簡易生命保険および郵便年金特別会計の積立金をもつて全額をまかなうこととした。

第五に、国は政令で基準を定め、地方債の毎年度分の利子に相当する額の利子補給金および貸付金を貸し付けたことによつて受けた損失の十分の九に相当する額の損失補償金を当該市町村に交付することとした。

第六に、国は被害地域で風水害により被害を受けた世帯の世帯主にたいし、政令で定める基準にしたがつて、一律に三万円の見舞金を支給することにした。

第七に、国は、風水害によつて死亡したものにたいして一万円から三万円までの弔慰金を支給することとした。この際、風水害によつて負傷したり疾病にかかつたりして、この法律の施行の日から起算して一ヶ月を経過する日までに死亡したものについても同様の扱いをすることにした。

第八に、風水害によつて負傷したり疾病にかかりたものが診療、手当、薬剤の支給を受けた場合は、厚生省令で基準を定め、患者が現に支払った自己負担分を国が肩代りすることができることにした。

ただし、この医療費支給期間は、本法律施行後六ヵ月の期間に限定した。

第九に、見舞金、弔慰金および医療費については、被災者の最低限度の生活保持と自立更生のための費用であるから、所得税の課税対象から除外した。

最後に、生活保護との関係であるが、弔慰金については、生活保護における収入認定から除外し、併給でできるような行政措置を講ずべきである。見舞金についても、第一条の目的にいう被災者の自立更生に資するための最低限度の費用であるから、生活保護法の自立助長の趣旨に合致するわけであり、当然併給とすべき性質のものである。したがつて、これも併給できるよう行政措置を講ずべきである。

### 三、被災者の生活保障に関する

#### 特別措置法案の内容

##### (目的)

昭和三十四年七月、八月、九月の風水害の被災者のうち、生計が困難なものにたいして生活の保障に關し特別措置を講ずることを目的とする。

##### (保護措置)

- 1 被災者（雇用者で会社、工場の被災のため休業状態にある場合を含む）が、生計困難のため保護を要する状態にある場合には、この法律の施行後八ヵ月間に限り、必要な保護を行なうことができる。
- 2 これは被災者援護法にもとづく措置などを併給できるものとする。
- 3 生計困難かどうかの判定に際しては、被災者の資産が風水害でいちじるしく経済的価値を減少している場合、これを資産とみなさないものとする。
- 4 保護の給付の水準は、現行生活保護法の基準を下まわってはならない。

##### (扶養義務者の範囲の限定)

- 右の保護に際して、費用の徴収に応ずべき扶養義務者の範囲は、保護を受けた者と同一の世帯に属するその者の配偶者および一親等の親族に限る。

##### (国の負担)

- 国は、都道府県または市町村の支弁した費用の百分の九十五を負担する。

## 四、医療機関などの災害復旧に

#### 関する特別措置法案の内容

災害によつて被害をうけた公的医療機関の復旧に要する経費の三分の二を国が補助することとする。

##### 五、消費生活協同組合の共同施設など

また私的医療機関にたいしては、中小企業金融公庫、国民金融公庫などから復旧資金を貸しつけ、その貸付条件を、利率年六分五厘、二年据置き、十年々賦、一口二百万円以内とする。

##### 六、農林漁業金融公庫法の

#### 一部を改正する法律案の内容

農林漁業金融公庫は、農林漁業者の經營を発展させるために必要な長期低利の資金を供給する機関であり、その融資は農林漁業經營者のひとしく望むところである。とくに、天災によつて被災をうけた農林漁業者にたいしては、天災融資法による經營資金融資の道はひらかれているが、施設關係の被害回復をはかるには、公庫による長期低利の資金をまたなければならぬ。

ところが、公庫の原資の構成をみると、政府出資金のほか、資金運用部などよりの借入金に依存する程度が大きく、そのため公庫融資の資金コストが高いという現状を指摘せざるをえない。

そこで、このたび、政府出資金を八十億円増額し、もつて公庫原資の絶対額をふやすとともに、資金コストをひき下げ、もつて災害関係融資の利率を原則として一分ひきさげることが必要である。

#### 七、農業協同組合整備特別措置法

##### の一部を改正する法律案の内容

農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の發展を期することを目的として組織された農民の協同組織であり、その健全なる发展は、農業經營の安定と、農業の發展に資するところ極めてじん大である。そのため、事業不振

におちいった組合にたいしては、さきに昭和三十一年、農業協同組合整備特別措置法が施行せられ、整備計画をたて、これに基いて自主的に整備を行なう農業協同組合にたいし、国および都道府県が助成を行なうなどの措置を講じ、もつて農業協同組合の促進をはかつてきている。しかるに、このたびの昭和三十四年七月、八月および九月の豪雨または暴風雨により、いちじるしい被害を受けた地域内の農業協同組合は、災害の影響によつて事業の継続にいちじるしい支障をきたしてゐる組合が多いにもかかわらず、この法律による整備計画指定の期限が、昭和三十四年三月三十一日までとなつてゐるため、この法律の適用を受けることができず、またすでに法律の適用を受けてゐる組合にあっても、災害の影響により、事業の継続にふたたびじん大な支障をきたし、法律に定められた五ヵ年の期限内に、整備計画を完了することができぬて困難な状態におかれしており、ともに組合員のなかに多数の災害被害農家をかかえたまま経営の不振にあえいでいる。

そこで、災害により事業不振におちいった組合にたいし、あらたに農業協同組合整備特別措置法の適用を受けられるようとするため、指定期間を二ヵ年延長し、昭和三十六年三月三十一日までとするとともに、すでに適用を受けてゐる組合であつて、災害により整備計画の遂行にいちじるしい支障をきたした組合にたいしては、整備計画完了の期間を三ヵ年延長し、計画期間を八ヵ年とし、また、この組合が合併によつて解散した場合、合併後成立または存続する組合の整備計画期間も、同様に八ヵ年とするなどの措置を講じ、もつて、災害により、事業不振となつた農業協同組合を整備し、その発展をはかることが必要である。

#### 八、農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の内容

本年七月、八月及び九月相次いで来襲した台風又は集中豪雨による被害は、台風第十五号を頂点として未曾有の大規模に上り、政府の発表による七月以降台風十五号までの農地農林水産業施設の被害総額だけ取上げてみても七九八億の膨大な額に達し、これが災害復旧に抜本的な

対策を必要とすることは、蓋し当然のことである。本改正法案はかかる深刻且壞滅的な被害の実態に鑑み、積極的な改良復旧による再度災害防止、高率補助の適用、農地等の災害復旧事業対象の実情に即する範囲の拡大等について所要の改正を行い、もつて農山漁村における災害復旧の根幹をなす農林水産業施設の災害復旧について、万全を期した。

#### 本改正法案の内容は次の通りである。

第一は農林水産業施設の災害復旧にあたり、現行法の原型復旧主義を改め積極的に改良復旧を行ひ、再度災害を防止すべきであるとの論は、今や世論の常識である。従つてその趣旨に基づく所要の改定を行い、当該施設の再度災害を防止するのに必要な程度まで当該施設の災害にかかる箇所及びこれに接続する箇所又は当該施設と密接な関連を有する他の施設の新設又は改良を目的とする事業を災害復旧事業とみなし、積極的に改良復旧を行うこととした。

また一箇所の工事の取扱いについて、五十米という距離の基準があるが、これを百米に緩和し、災害復旧事業の充実を図ることとした。

第二は農地の中に採草放牧地又はわさびの育成の用に供される土地を、農業用施設の中に牧道を加え、又共同利用施設の中に農業協同組合等の所有する事務所を追加し、同時に政令で定める農林水産業者の組織する団体の共同利用施設も適用範囲とするよう改正し、且共同利用施設の通常の補助率十分の二を十分の五に引上げる等、適用範囲の拡大、補助率の引上げを行うこととした。

第三は附則をもつて本年度七月、八月及び九月の大水害又は風水害による農地等の災害復旧事業の事業費に対する補助率は、政令で指定する地域については、昭和二十八年災害以上の特別措置をとる建前をもつて十分の九・五とし、特に干拓地における農地等の災害復旧事業については全額國庫負担として、被害激甚地における災害復旧に割期的な國の補助助成を行ふこととした。

第四は前項と同じ本年度災害復旧事業の場合、開拓地における農舎及び畜舎、水産動植物の養殖施設は、従来の例にならない共同利用施設とみなして措置すると共に、新に漁業者の所有

する小型漁船（総トン数十トン未満）をも含め小型漁船の建造又は取得についての国の補助助成の道をひらくこととした。小型漁船の建造又は取得にかんする政令で指定する地域については、出来る限り条件を緩和し、零細沿岸漁民の基本的な生産手段の充足に充分分配慮する考え方である。

#### 九、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の内案

この改正法律案の内容の主なる点を要約すると、次の五点にまとめることができる。

第一点は被害農業者の定義に関する問題である。現在、経営資金を借り入れることのできる被害農業者及び特別被害農業者は、農作物又は繭について被害をうけたものに限られている関係上、家畜又は家きんを飼養している農家が被害をうけ、畜産物による収入が減少した場合にも、これは被害額及び損失額に算入されないとになっている。このため、本法の趣旨を実現する上にいちぢるしい不均衡を生ずる場合があり、この不合理是正の必要性は從来も痛感されてきたところである。そこへこのたび本年度のあいつぐ風水害が発生し、これによる家畜、家きんの飼養の被害はきわめて甚大であったので、どうしてもこの点を是正することが必要となつた。そこで新たに畜産物被害を被害額及び損失額に算入することに改めた。

第二点は、経営資金の使途に関する改正である。第一点の改正にともない、経営資金の使途についても、從来の規定に加えて、家畜又は家きんの購入資金を加えることとした。

また、漁業經營者が被害復旧とあわせて、無動力船の動力化等の近代化を促進するため、小型漁船（政令で定める）の購入資金を加えることとした。

第三点は融資限度額の問題である。最近は農林漁業經營の技術、施設等の近代化がいちぢるしく、現行の經營資金の限度額では実状に適さなくなっている。そこで農林漁業の經營の実態に即してひき上げることが必要である。本案においては、一般的の農業者を從来の十五万円から三十万円に改め、また養畜業者、うなぎ養殖業者又は真珠養殖業者又は真珠養殖業者は

六十万円に、政令で定めるその他の水産動植物の養殖業者は四十万円とした。被害農業者が果樹を栽培し、あるいは家畜を所有している場合は、三十万円に十万円を加えて四十万円とした。漁具購入資金については、第二点の小型漁船購入資金もふくめて従来通り一千万円で十分と考え、これはこのままとした。

第四点は、償還期限、利率等の償還条件に関する問題である。現行法では、償還期限は五年以内となつてゐるが、これでは災害による被害から經營をたち直らせる時間と比較して不十分と思われる所以、すえ置き三年以内をふくめて八年以内と改めた。

また利率についても、被害農林漁業者の利子負担を軽くしてその經營の回復を促進するため、開拓者の年五分五厘を年四分五厘に、一般の年六分五厘を五分五厘に改めることとした。

第五点は本法にもとづく融資の利子補給及び損失補償に要する経費の国庫補助の問題である。現行法では、本法にもとづく融資については、その利子補給及び損失補償を市町村が行い、その経費の一部を都道府県が市町村に対して補助する場合、国は都道府県に對してその所要の経費の全部又は一部を補助することができるようになつてゐる。つまり、利子補給、損失補償に要する経費の一部は必ずしも市町村の財政負担となるわけであり、このため、市町村等が本法による融資手続の促進について消極的となる等の現象が見られる。そこで、市町村が行う利子補給、損失補償の経費の全部又は一部を都道府県が補助し、その経費の全部又は一部を国が補助することと改めた。

#### 十、天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案の内容

過般の十五号台風をはじめとする災害が日本産業におよぼす影響は、實に憂慮すべきものがある。とくにその商工災害はほぼ一千億に達し、そのうち中小企業關係の災害は八割五分をしめ、八百億を突破している。

わが国は、毎年台風に見舞われ、その間たびたび、大災害をひきおこしているがこれに対し、恒久的な対策が欠如し、その都度、こうやく張りの措置を講じてゐるに過ぎない。この際かかる天災に対し、抜本的恒久的対策の樹立が

切望されている。この観点にたって、天災によりつねに致命的な打撃をうける中小企業者に対し、事業の復旧を促進し、さらに、その経営を安定せしめるために、本法案を恒久立法として制定する必要がある。

本法案の内容は次の通りである。

まず第一に、本法案は恒久立法として、あらゆる天災から中小企業をまもるという立場にたっているので、今回の台風に限らず、豪雨、地震、暴風波、高潮等、異常な天然現象による損害を一切ふくめ、天災による被害発生と同じに、自動的に発動せしめることとした。

第二に中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金の政府関係金融機関は、被害中小企業者に対しては、百五十万円、被害中小企業の団体に対しては一千万円に達する金額まで、三年間六分五厘の特別金利を適用し、商工中金に対しては、国が必要な利子補給を行うこととした。

第三は、被害中小企業者のうちとくにいわゆる勤労性事業を行うもの、すなわち、工業等においては當時使用する従業員の数が五人以下、商業又はサービス業を主たる事業を主たる事業とする事業者については二人以下の小規模事業者に対しては、被害小企業者等一人につき一十万円に達するまでの額について、償還期限を六ヶ月以上三年以内とし、年三分三厘の特別金利を適用することとした。

この被害小企業者等に対する復旧事業資金の貸付は、都道府県と契約する各種金融機関が行うものとし、国は、年七分五厘の範囲内で、利子補給を負担するものとした。

第四は、融資保険並びに保証保険に特例を設け、それぞれの保険価格を引上げ、かつ、保険料の額を一率五〇%引下げるのこととし、そのうち保証保険については、そのてんぱ率を百分の九十に引上げることとした。

なお、これらの措置によって予想される信用保険公庫の損失に対しては、国が補てんすることとした。

第五は、中小企業振興資金助成法の償還期間を三年に延長するとともに、同法にもとづく交付を災害時に関しても適用せしめることとし、国は、都道府県が事業協同組合等の災害復旧事業に要する経費の四分の三以内の補助をす

る場合において、その補助に要する経費の三分の二に相当する金額を、都道府県に対して補助を行ふものとした。

#### 十一、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

一、政府特例法案では、地方税、使用料、手数料等の減免によって生ずる才入欠陥を補う場合、及び災害対策に通常要する費用の財源とする場合、地方債の起債を認めることとなつてゐるが、政府案では元利補給の規定がない。この地方債に対し、国は毎年度元利償還金に相当する額を当該地方公共団体に交付することとする。

二、政府の特例法案では、被害の著しい地方公共団体のうち政令で指定するものが施行する公共土木施設の小災害復旧事業（都道府県及び五大都市では十万円以上十五万円未満、市町村では五万円以上十五万円未満のもの）及び公立学校施設の小災害復旧事業（一校ごとに十万円をこえるもの）に対し発行が許可された地方債については、国がその元利償還金の百分の三十八・二の元利補給（被害激甚地については三分の二に相当する額の元利補給）を行ふことになっているが、これを全額元利補給に改める。

三、政府の特例法案では、被害の著しい市町村のうち政令で指定するものが、農地その他農林水産業施設の小災害復旧事業（三万円以上十万円未満のもの）の経費にあてるため、農地については、当該経費の百分の五十分の九十九の範囲内）で発行を許可された地方債について、国がその元利償還金について元利補給を行うことになっているが、これを百分の九十九の範囲内（被害激甚地は百分の百の範囲内）に改める。

四、被害地の再建団体については、政府の特例法案では何も規定していないが、この財政再建債の利子支払額に相当する金額を国が当該地方公共団体に交付するものとする。

十二、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害をうけた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例に関する法律案の内容

(一) 昭和三十四年七月、八月の水害又は同年八月、九月の風水害をうけた、政令で指定する地域における水害等により、国家公務員共済組合の組合員もしくはその扶養家族が死亡した場合、又は国家公務員共済組合の組合員が被害地域にあるその住居もしくは家財について水害等により損害をうけた場合については、弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金の支給を、通常の場合より増額する。

死亡についての弔慰金、

組合員については俸給の一ヶ月分を二ヶ月分とする。

被扶養者については俸給の半月分を一ヶ月分とする。

住居、家財の損害についての見舞金、

災害見舞金計算の月数に三ヶ月を加算する。

(二) 公共企業体共済組合、市町村職員共済組合についても前項と同様の措置を講ずる。

(三) 地方公共団体の職員（非常勤のもの、臨時雇のもの、及び国家公務員共済組合、市町村職員共済組合の組合員を除く）で死亡したものは給料の一ヶ月分の弔慰金、被扶養者で死亡したものには半月分の弔慰金を支給する。また住居又は家財に損害をうけたものは通常より二ヶ月分多く見舞金を支給する。

この場合、地方公共団体が弔慰金及び見舞金の支給に要する費用の二分の一を国は地方公共団体に補助する。

### 十三、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案の内容

本年七月、八月及び九月、相次いで来襲した台風又は集中豪雨は、わが国土の大半にわたって未曾有の被害を及ぼし、なかでも公共土木施設の被害額は、政府の発表によつても、千五百億という膨大な額に達している。これが災害復旧に当つては、抜本的な対策を講ずることはいふまでもないが、とくに、今次災害の被害をかくも甚大なものとした原因の一つとして、連年

災害によって再度災害を数多く発生させているという実態にかんがみ、公共土木施設の災害復旧にあたり現行法による原形復旧主義の原則を改め、積極的な改良復旧を行うことにより、再度災害の防止に万全を期する必要がある。

本改正法案は、このような被害の実態にかんがみ、公共土木施設の災害復旧にあたり、現行法の原形復旧主義を改め、災害にかかった施設を原形に復旧するのみでは当該施設の再度災害を防止するのに十分な効果が期待できない場合において、災害にかかった当該箇所につき、再度災害を防止するのに必要な程度まで、当該施設の災害にかかる箇所及びこれに接続する箇所又は当該施設と密接な関連を有する他の施設の新設又は改良を目的とする事業を災害復旧工事とみなし、積極的に改良復旧を行うことにより、再度災害防止に万全を期することとした。

### 十四、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に関する補助及び資金の貸付に関する特別措置法案の内容

今次災害において国立学校の学生生徒児童等に対して、国はその授業料の減免を行つており、公立学校においてもこれに準じその措置が取られているが、等しく教育をうける立場にある私学の学生生徒児童等については、これと均衡をとる措置が国においては考慮されず、ただ私学振興会等の融資のみ期待している。私学の現況より鑑み、到底これでは国立、公立に準ずる公平な減免処置は期待出来ず、ここに私学に対し国の援助を与える事により、国立、公立と同様の減免を行おうとするものである。

すなわち、国は私立学校の児童、生徒、学生若しくは幼児が昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年の八月及び九月の風水害で、とくに政令で定める地域において水害等を受けた場合においては、政令で定める基準に従つて昭和三十四年十月から昭和三十五年三月までの半年間にわたり、これらの児童、生徒等に係る授業料の額の全部又は一部を予算の範囲内において私学に対し補助することができるものとし、さらに私立学校振興会は、私立学校振興会法で規定している業務のほか、右の風水害を受けたもの

に対しては、国が補助した額に見合つて必要な資金を貸しつけることができる事とする。

### 十五、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に関する失

#### 業保険特例法案の内容

伊勢湾台風をはじめとして、度重なる台風災害により、東海地方を中心とする被災地の惨状は甚しいものである。この台風災害によつて、家屋を流失、損壊して生活の基礎を失つたものは数多いが、このような事態の根本的な原因として、とくに政府の施策の不備が指摘されなければならない。政府が堤防工事その他、必用な事業に費用を惜しみ、その結果として、このような事態の深刻化を招いたものであることは明白であり、そのために多くの被災民を悲境に陥れた責任は極めて重大である。とくに問題とされねばならないことは、この災害によつて本意ならずも一時離職した者の数は一六万人以上に達するものと推定されておることである。このようない時離職者に失業保険法を適用してその緊急な救済を図ることは当然のことであるが、とくにこの度の被災の甚大さを考え、二十八年災害当時の施策より高度の施策を必要とすると考えられる。このような見地に立つて、日本社会党は本法案を提案したのであるが、本法案の要点は次の通りである。

第一は、交通杜絶して事業所に通勤しえなくなった場合も休業と認定したことである。交通杜絶の場合の休業はいろいろの状態が考えられるが、道路その他の復旧事業も早急に進んでおるため、このような交通杜絶の場合の休業は具体的には極めて短期間であり、また、さして多額の支出を要しないと見て、敢えてこのような規定を行つた。

第二は、待期の規定の特例を設けることである。失業保険法において待期の規定が設けられた理由は、失業の認定を厳正にするとの趣旨からである。ところが今次の災害においては、災害によって一時休業した者の認定は市町村においてはすでに明らかにされているところであり、待期の規定の意義は一時的に消失したものと考えられるのである。

### 十六、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案の内容

伊勢湾台風をはじめとして、六号、七号、一号台風等の災害による被害は甚大を極め、その惨状はまことに見るに忍びないものがある。とくにこの台風の災害により、職を離れ、生活の方途を失つたものは相当の数に達し、緊急に就労の要を認めるものは一万人を超すと推定されている。

従つてこのような離職者を早急に就労させることが必要であるが、地方公共団体の財政ひつぱくの状態および当災害復旧に地方公共団体が支出する事業費の増加等を考慮する時、このことは言うべくして困難である。

このような現状から、離職者の早急にしてかつできるかぎり多数の就労を国庫負担によってはかることを目的として本法案を提案したのであるが、本法案の要点は次の通りである。

第一点としては失業対策事業を全額国庫負担によって実施することとした。従つて、労務費、事務費、資材費について、その国庫負担を十割としたのである。

第二点としては、この全額国庫負担による失業対策事業の期間を、労働災害を受けた日から同年十月一日までの範囲内において政令で定める日から、昭和三十五年九月三十日まで、とした。

### 十七、政府提出法案にたいする党の修正要求

#### (一) 公衆衛生の保持に関する特別措置法案

(要求) イ 簡易水道の復旧補助を三分の一

ハ 終末処理、汚物処理、保健所、公衆便

所の災害復旧などの補助それぞれ三分の二を法文化する。

#### (二) 災害救助に関する特別措置法案

(要求) 普通税収をこえるすべての災害救助支

出費を全額国庫負担

(要求) 保険料、一部負担の減免に対する国庫

補助十分の八を全額とする

四、社会福祉事業施設の復旧に関する特別措置

## 法案

(要求) 1、児童福祉施設のなかに保母養成所をいれる。

2、児童相談所の補助を三分の一

2 婦人相談所、婦人保護施設、公益質屋

の補助を三分の二法文化公

3 益質屋の流失補てん十分の八を法文化

(母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案

(要求) 貸付けの据え置き期間を一律二年間とする。

## 二 石炭鉱業の危機突破対策

### 一付 石炭鉱業安定法案要綱

#### 石炭対策特別委員会

##### 第一 石炭鉱業の現状

石炭鉱業は、今日、一般に単なる不況産業から斜陽産業とまでいわれるほどの大きな危機に直面している。その原因として、われわれはつきの諸点を指摘することができる。

###### 1 需給計画のあやまりによる貯炭の累増

第一に景気変動に即応した需給計画変更措置を講ぜず、安易な増産体制をとったため、需給計画に大きなソコを来し、これが異常貯炭をもたらして、今日の石炭危機の直接的原因となつた。

すなわち、昭和三十年からはじまつた神武景気のもとで、一路増産体制に突入した石炭鉱業は、昭和三十二年の夏、日本経済の全般的な景気後退があらわれてきたにもかかわらず、依然として増産体制を続け、昭和三十二年末には、はやくも約七五〇万トンの貯炭をかかえるにいたつた。

かくて昭和三十三年上期には、遅まきながら五%の出炭制限の必要が叫ばれたが、この制限目標は空文と化し、下期にいたつて一五%という大幅制限を行わざるを得ない破目に追いつまれた。しかしこうした出炭制限といふ应急措置も、昭和三十二年以降の石炭需給のアンバランスの根本的解決策とはならず、貯炭は累増の一途をたどり、最近では約一千二百万トンの異常貯炭を現出している。

さらにこの異常貯炭に拍車をかけたのは、石炭の需要増加を最も大きく期待していた電力用炭が、昭和三十二年度の異常豊水のために、著しい需要減退をみせたことで、計画量を約四百万吨も下廻るにいたつた。

###### 2 消費構造の変化による需要の減少

第二は技術革新等によってエネルギー消費構造に著しい変化があらわれ、これが石炭需要の減少を來していることである。

昭和三十三年度の国内炭の消費実績をみると、四七八二万トンで、昭和三十二年度より約三九〇万トン、昭和三十一年度より約三七〇万トンの減少となつてゐる。ところが、昭和三十一年度の鉱工業生産指数(昭和三十一年度)は、一二九・一、三十二年度が一四五・三、三十三年度が一四六・三と増加しているのであるから、国内炭消費の減退が、必ずしも、景気後退のみによる減退傾向とはいえない則面をもつてゐる。

一方、わが国エネルギーの需要消費の推移(石炭換算)をみると、三十一年度九二一八万トン、三十一年度一〇、四九四万トン、三十二年一〇、五三六万トン、三十三年度一〇、六五四万トンと着実に伸びてゐる点からみて

も、エネルギー部門における石炭消費の相対的減少を軽視することはできない。石炭消費の推移を産業部門別にみると、石炭を流体エネルギーに転換して使用する電力やガスについては消費の上昇がみられるが、国鉄、硫安等については減退傾向にあり、このまま何等の対策を講ずることなく推移する限り、鉄鋼、セメント等一、二を除いては、最終使用部門について大きな期待をかけることは困難な現状にある。

このような需要の減少を來した理由の第一は、価格に安定性を欠いていることである。石炭資本が基幹産業たる社会的責任を忘れて

当面の利潤追求に及々としてきたことが、この価格の不安定性をもたらしていることを見逃してはならない。

さらに流通機構の複雑化もこれに拍車をかけ、石炭需要の拡大をはばむ要因となつた。

第二は競合エネルギー、特に重油消費の増大である。石炭は重油に比してその操作が不便であるというだけでなく、産炭地が主として九州、北海道に偏在している関係上、輸送費がかさみ、これが需要地において重油に対する石炭の割高を來し、重油増加の原因となつてゐる。

### 3 石炭危機をもたらした背景

第三は、石炭鉱業を今日のような重大なる危機に直面させた背景として、われわれはつぎのような動きのあることを忘れてはならない。第一は日米安保条約を改訂して、アメリカとの軍事同盟を強化しようとしている政府が、国際的な為替自由化に便乗して、ますますアメリカへの従属傾向を強め、米英石油資本のつながりを強化している問題である。わが国石油資本は殆んど完全に外国資本の支配下におかれ、この外国資本の圧力に屈した政府は、関税定率法を棚上げしているばかりか、神武景気後の国際收支の悪化の際でも、石油輸入に対する外貨は手厚い割当を行つてゐる。

第二は、労働組合に対する反動攻勢である。今日主要産業におけるエネルギー消費構造に変化がみられつつあることは、さきにも指摘したが、この世界的なエネルギー革命を巧みに利用している日本の独占資本は、労働階級の中核となつてゐる炭労に対し、合理化、首切りへの集中攻撃を加え、全産業にわたる資本家の合理化の突破口たらしめんとしている。

さらに第三は、こうした内外独占資本の意のままに動く政府は、安易に外国エネルギーへの従属を深め、今日もなお、国内エネルギーの抜本的解決策にのり出そうとしている。このため、石炭の当面している危機の打開を一層困難にしてゐる。

## 第二 わが国エネルギー源としての

### 石炭鉱業の地位

## 1 石炭鉱業の地位と役割

わが国のエネルギー需要の伸びは非常に高く、総需要は、今後増加の一途をたどり、昭和五〇年度には石炭換算で二億七千万トンと見込まれている。このエネルギーの需要の拡大に対し、国産エネルギーとしては水力電源の開発が既に限界に達している状態において、石炭鉱業に課せられた役割は極めて大きくなり、その国内エネルギー供給源としての石炭鉱業の価値は少しも変わっていない。

しかもわが国の石炭の埋蔵量は約二一一億トン、確定炭量は六四億トンを数え全世界の埋蔵量からみると僅少ではあるが、国内エネルギー資源の乏しいわが国に於ては最大のエネルギー源である。

さらに石炭鉱業における雇用吸収率は他産業に比して非常に高く、一千万トン当たりの稼動炭鉱労働者は約七万人であり、それに伴う関連産業労働者は数十万人といわれている。一千万人に走ぶ潜在失業者を有し、今後十年間年々生産年令人口が一三〇万人増大するわが国経済において雇用問題は経済政策の中心課題でなければならないのであって、かかる観点からも石炭鉱業の地位はゆるがせにできない。

昭和五〇年度においては輸入エネルギーの依存度が四三%も想定せられ、それに要する外貨は約二〇億ドルと見込まれている。わが国経済体制の自立の見地からも石炭鉱業の継続的安定は極めて必要である。

### 2 石炭鉱業の構造的欠陥

石炭鉱業には元来稼行の進捗につれて採掘地域が漸次深部に移行し、坑道の維持、通気排水、運搬などの経費が増加し、生産費の増大をもたらす。殊に斜坑方式の多いわが国によると傾向は顕著である。

わが国の石炭の価格はその自然条件、採掘条件の劣悪なため高くなつており、独占企業による独占価格の設定がこれに拍車をかけているが、さらに生産が彈力性に乏しいという石炭鉱業の特殊性から僅かの経済活動の変動でも大きく需給関係に影響し、このため著し

い価格の変動を招来し、これが却つて消費市場喪失の原因となつてゐる。

これらの構造的欠陥を克服しなければわが

國石炭鉱業の安定は期し得ない。

### 第三 石炭危機打開の方途

#### 一、抜本的対策—社会化政策—

今日、石炭鉱業の当面している危機を打開し、構造的欠陥を克服して、これを将来のわが國重要エネルギー源としての要請に応えさせ、國民経済の拡大発展に寄与させるためには、長期的な展望をもった抜本的な対策が必要である。

本来、地下資源は國民のものであり、國民の利益にそつて開発さるべきものであつて、私的利潤の追求を目的とする企業形態にまかさるべきではない。したがつてわが党は、極めて重要な基幹産業である石炭鉱業を、眞に國民のものとし、安定した低コストエネルギーとして供給するため、石炭鉱業を社会化すべきであると考える。

わが党の目標とする社会化の最終形態は、全國の炭鉱の鉱区および諸設備を公有化し、これを一元化して総合的に開発する形態である。このように石炭鉱業の社会化を実現することによつてはじめて、生産力をより発展させ、安定した低コストエネルギーを供給し、労働条件の真の向上も実現できるのである。この最終目標を速やかに実現するためにつぎの社会化政策が進められなければならない。

#### 1 炭鉱の管理

石炭鉱業社会化政策の総合運営をはかるため、全炭鉱を國家の一元的管理下におき、国が策定した需給計画にもとづいて鉱区に関する必要措置、工事計画の許可、資金の規制および生産計画の決定、経営の休廃止、営業譲渡、合併または解散の許可、利益の処分、株主配当の認可、労働力の配置、災害の防止、保安、作業環境の整備、労働条件の向上、石炭価格の決定等の事項を実施する。

#### 2 鉱区の整備

鉱区はもともと國民のものである。この精神にもとづいて、石炭鉱業の近代化を推進しては、鉱区の整理統合、休眠鉱区の鉱業権の

取消、鉱区の設定、譲渡の許可制等の抜本的な法的措置を講ずる。

#### 3 生産体制の確立

政府出資の石炭開発公社（仮称）を設置して、特定地域の開発および、鉱業権を取消した鉱区を総合的に開発する。また、炭鉱を適正規模に再編成するため、中小炭鉱の協同化を推進し、國は助成措置を講ずる。

#### 4 流通機構

石炭価格の安定をはかるため政府出資による石炭販売公社（仮称）を設置し、流通機構を一元化して、買取、元売、貿易を一手に行う。行政および管理機構

#### 5 行政および管理機構

運営の民主化をはかるため、動力大臣のも

とに「中央石炭管理委員会」および「地方石

炭管理委員会」を設置し、管理委員会は経営

労働、消費に関する各代表および学識経験者をもって構成し、政府が任命する。

#### 二、当面の対策

石炭鉱業の抜本対策は社会化政策を推進する以外にないと確信しているが、この社会化政策を強力に推進するわが党が未だ政権をとつていないのである。しかし当面していいる石炭危機打開の重大課題を解決してゆかねばならない。今日、当面の具体的対策を提示することは、社会党の責務である。岸政府および石炭資本は、この危機を大量の首切りによつて打開しようと企図しているが、こうした克服策は、雇用問題をより悪化させ、労働者の犠牲による炭鉱の縮少均衡をもたらすだけ、眞の解決策とはならない。

わが党は、石炭危機克服策の大前提是、雇用の確保と需要の拡大になければならないと考え、この前提に立つてつぎの具体策を提案する。

需要の減退傾向を阻止して、その拡大をは

かり、少くとも昭和三十七年までに六〇〇〇万トン出炭ベースに見合う石炭需要を安定的に確保する。このためにはつぎの諸対策がとられねばならない。

(一) 新需要の開拓

石炭の新需要を拡大するためには、固体燃料の流体化および化学工業用原料としての利用がはからなければならぬ。

(イ) 石炭消費の合理化の一環として山元における低品位炭火力発電を推進し、消費地との間に超高压送電線を建設して発電原価の低減による低価格電力の安定的供給を実現する。例え北九州地区に火力発電所を建設し、阪神地区に送電する。

(ロ) 山元における一般炭の完全ガス化を推進し、山元から消費地へパイプラインを施設して、都市燃料ガス、合成原料ガスを供給する。

このため特殊会社を設立し、将来の方向としては常磐地区から、宇部、北九州地区をつなぐパイplineを建設し、京浜、東海、京阪神等の沿線諸都市を縦貫する。

(ハ) 石炭化学の推進  
石炭ガス化、石炭液化等、石炭化学を推進する。

(二) 流通機構の整備

石炭需給の調整機関を設置する。この機関は、一定量の石炭を買取り、需給の逼迫の場合には放出して石炭の需給を調整する。さらに将来は、流通機構を一元化して、石炭の買取、元売、貿易を一手に行う公的機関を設立する。

(イ) 中小企業の需給調整機関として、京阪神、京浜、中京の主要消費地域に販売協同機関を設置し、中間的経費の削減と、サービスの向上をはかる。  
(ロ) なほ、当面、石炭鉱業整備事業団に需給調整の業務を行わせるため、石炭鉱業合理化法一部改正法案の成立をはかる。  
(ハ) 石炭需要の安定的確保をはかるためには無計画な輸入エネルギーの大量買入れ、野放し的消費を規制しなければならない。

(一) 輸入エネルギーの規制  
石炭需要の安定的確保をはかるためには無計画な輸入エネルギーの大量買入れ、野放し的消費を規制しなければならない。  
(イ) 現行の重油ボイラーセンターフィルタ装置制限法を延長

させる。

(ロ) 原油、重油に対する関税の特例措置は認めない。

(ハ) 電力用重油については、その使用を最高五%までに抑える。

(二) 輸入炭の抑制措置を講じ、積極的に国内炭の利用をはかる。

高価炭の解消

高炭価問題を解消するためには、高いレベルの拡大措置及び次のよう積極策が講じらねばならない。

(一) 生産体制の集約化

(イ) 石炭鉱業の近代化を推進し、生産体制を集約してコストを引き下げるためには、鉱区についてはつぎのように抜本的な法的措置を講ずる。

A 合理的な開発を進めるためには鉱区の整理統合を行う。これにともないその企業の合併その他必要な措置を講ずる。

B 新たな鉱区の設定、鉱区の譲渡は許可制とする。鉱業権設定後一定の期間を経ても未だ開発されない休眠鉱区

(適正規模の予備鉱区は除く)については鉱業権の取消、その他必要な措置を講ずる。

C 租鉱権は逐次整理し、将来は鉱業権者のみ採掘を認める。

(ロ) 炭鉱を適正規模に再編成するため、中小炭鉱の協同化を推進し、国は助成措置を講ずる。

(二) 新鉱開発

新鉱を開発するため、政府及び民間共同出資による特殊法人「石炭資源開発株式会社」(仮称)を設置する。民間の出資は、鉱区の現場出資をもってある。石炭資源開発株式会社は、昭和三十八年までに出資できるよう次の地域の開発に着手する。石狩北部、釧路、宇部東部、三池北部

重要エネルギー源である石炭の価格が、常に不安定のまま放置されていることは許されないので、石炭のカロリー別、品種別に安定価格を設定する。

## (四) 輸送費の軽減

石炭輸送費の軽減をはかるため、石炭専用船の建造、港湾の新設整備、港湾荷役設備の近代化、合理化を推進する。

## (五) 金利の引下げ

石炭鉱業は深部開発が進むにつれて採掘条件は悪化し、他産業のように追加投資が直接価格引下げをもたらさない。したがって金利の引下げについて特別の考慮がはらわれねばならない。開発銀行、中小企業金融公庫の金利を引下げ。償還期限を延長する。

## 3 雇用の確保と労働条件の向上

(一) 生産を拡大し、雇用量の維持に努める。しかし、炭鉱を適正規模に再編成するために際しておこる労働力の移動については、これを計画的に再配置する。

## 付 石炭鉱業安定法案要綱

## 一 目 的

本法は、石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業近代化計画を策定し、石炭の需給の調整及びその価格の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与し、石炭鉱業の社会化の前進をはかることを目的とする。

## 二、石炭鉱業近代化計画

(1) 通商産業大臣は、石炭鉱業安定会議の意見をきいて、石炭鉱業に対する近代化施策を総合的に推進するため

- (1) 石炭鉱業近代化基本計画
- (2) 石炭鉱業近代化年度別実施計画

をそれぞれ定める。

- (1) 石炭鉱業近代化基本計画に定める事項
- (2) 石炭鉱業近代化は、つぎの通りとする。

(1) 五ヵ年毎に石炭の生産数量、生産費、

その他石炭鉱業の近代化の目標

- (1) 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業近代化のため実施すべき工事に関する事項
- (2) 未開発炭田の開発に関する事項

(1) 未開発炭田の開発に関する事項

(二) 賃金、その他労働条件については、その向上をはかり、とくに坑内労働者の労働時間を短縮する。

## (三) 災害の防止、保安、作業環境の整備をはかる。

## 4 研究体制の確立

(1) 石炭資源の活用と需要の安定拡大に資するため特殊法人「石炭総合研究所」を設立する。

## (2) 工業技術院資源技術試験所を充実する。

## 5 石炭鉱業審議会の設置

石炭の長期需給計画を策定し、石炭価格の決定、鉱区の整理統合、その他石炭鉱業の需給に関する重要な事項について審議するため、「石炭鉱業審議会」を設置する。この審議会は、経営、労働、消費に関する各代表および学識経験者をもって構成し、政府が任命する。

## 三、未開発炭田の開発

- (1) 未開発炭田を急速且つ計画的に開発するため「石炭鉱業開発株式会社」を設立し、政府出資は二分の一以上とする。
- (2) 通商産業大臣は、開発地域内の採掘鉱区は開発株式会社に現題出資又は譲渡を命ずる。

(1) 通商産業大臣は近代化に必要な場合採掘権の交換、譲渡、若しくは鉱区の増減について当該鉱業権者に協議するよう勧告し、協議ととなわない場合は、大臣で決定する。その決定は協議とのったものとみなす。

## 編成替を求めるの動議

昭和三四年度予算補正については、政府はこ

れを撤回し、左記要綱により速かに組替えをな  
し、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

昭和三十四年十一月十二日

## 研究

### 一 昭和三四年度予算補正の

- (1) 通産大臣は、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭の需給計画を定めなければならない。
- (2) 通産大臣は、需給計画を実施するため、鉱業権者等に対し、石炭の出炭数量、品質を定め、その生産について必要な指示をしなければならない。
- (3) 通産大臣は、石炭の需要を増加させるため都

ただし、定められた数量以上に出炭した鉱業権者等に対しては翌年度の出炭数量割当において調整する。

- (3) 政府は、石炭の需要を増加させるため都市ガス、火力発電、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置をとるものとする。需要換算に対する対しては別に立法措置を講ずる。
- (4) 国内炭および輸入炭の買取及び販売の機能は、石炭販売公団に専属する。
- (5) 鉱業権者等は、その生産した石炭は、公団に売り渡さなければならない。
- (6) 小口需要については公団の指定した業者が販売するものとする。
- (7) 通産大臣は、石炭鉱業安定会議の意見を

許可を受けなければならない。通商産業大臣は、近代化基本計画に定める能率を著しくこえるときでなければ、許可しない。但し省令で定める種類の坑口で、現に存する石炭坑に於ける生産条件を著しく改善することとなるときは、この限りでない。

### 五、需給および価格の安定

- (1) 通産大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭の需給計画を定めなければならない。

- (2) 通産大臣は、需給計画を実施するため、

鉱業権者等に対し、石炭の出炭数量、品質を定め、その生産について必要な指示をしなければならない。

ただし、定められた数量以上に出炭した鉱業権者等に対しては翌年度の出炭数量割当において調整する。

政府は、石炭の需要を増加させるため都

市ガス、火力発電、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置をとるものとする。需要換算に

対しては別に立法措置を講ずる。

国内炭および輸入炭の買取及び販売の機能は、石炭販売公団に専属する。

ただし、鉱業権者等は申請により、従来の取引慣行に基いて、公団の業務の一部をなし得るものとする。

鉱業権者等は、その生産した石炭は、公

團に売り渡さなければならない。

小口需要については公団の指定した業者が販売するものとする。

通産大臣は、石炭鉱業安定会議の意見を

きいて、石炭の品質に応じてその買取価格及び販売価格を定めなければならない。  
この価格は、石炭の生産を基準とし輸入価格、石炭以外の燃料の価格、その他の経済事情を参照して定めるものとする。

### 六、石炭販売公団

- (1) 公団は通産大臣の定める石炭の需給計画に基いて、石炭の買取及び販売の事業を行うことを目的する特殊法人とし、資本金は全額政府出資とする。

### 七、石炭鉱業安定会議

- (1) 通商産業省に石炭鉱業安定会議を設置する。

- (2) 石炭鉱業安定会議は、つきの次項を調査審議し、通商産業大臣に意見を述べ又は勧告することができる。

- (1) 石炭鉱業近代化計画の策定
  - (イ) 開発地域の指定に関する事項
  - (二) 坑口の開設許可に関する事項
  - (三) 需給計画の策定
  - (四) 石炭販売公団の買入、売渡数量の決定
  - (五) 買取り価格、販売価格の決定
  - (六) 雇用の安定に関する事項
  - (七) その他重要事項
- (2) この安定会議の委員は労使、消費者の各代表及び学識経験者を以つて構成する。
- (3) 石炭資源の活用と需要の安定拡大に資するため「石炭総合研究所」を設立し、政府が全額出資する。

### 八、石炭総合研究所

- (1) 石炭資源の活用と需要の安定拡大に資するため「石炭総合研究所」を設立し、政府が全額出資する。

- (1) 史上最大といわれる伊勢湾台風をはじめ、六号、七号、十四号台風等、相次ぐ災害による被害は極めて甚大であり、とくに大都市において集中的被害を受けた。政府はこの非常

災害に対し、「金を惜まない」旨を言明したが、今度の補正予算是極めて貧弱であり、この非常災害を迅速に復旧することは困難である。

一、政府は、未曾有の石炭危機、約十万名にのぼる石炭離職者に対し、極めて微小な対策費を計上したに過ぎない。政府は、石炭対策ならびに石炭離職者対策については万全の措置を講すべきである。

一、災害立法は、災害の度毎に特別立法することをやめ、恒久的立法としてその災害の程度に応じて自動的に適用さるべきである。

一、民間災害の甚大さにかんがみ、とくに民生安定に重点をおき、被災者援護について手厚い制度を確立すべきである。

一、年中行事的災害発生を根本的に克服し、国土の総合開発を促進するため、治山治水促進に関する基本的な法律を制定すべきである。

一、この際自衛隊を改編して平和国土建設隊を設置し、国土建設と災害救援に専心さすべきである。

一、農地、農業用施設、公共土木施設等の復旧工事施行の予算は、従来の方針である三・五・二の比率を一テキして復旧の早期完成をはかるよう措置すると共に再び災害を招かざる様改良復旧を行うべきである。

一、地方財政の窮乏にかんがみ、災害対策の実施に当っては、国の補助率を高めるべきである。

一、民間災害、とくに中小企業者などに対する被害に対しては大幅融資を断行すべきである。

一、激甚地の指定は次の基準によるべきである。

## ○歳出組替案一覽表

(項目) (政府案) (組替案) (増減) (備考)

1 災害関係費 (建設省所管)	三四、三七四 一七、八六二	八三、八七四 三四、三一九	四九、五〇〇 一六、四五七	
都河川等	一二、七三〇 一一	二二、〇〇〇 三八〇	九、二八〇 三五九	

政府案は補助率平均七割  
社会案は九割(激)

### (一) 都道府県指定案

1、被害額(即ち公共土木、農地、文教施設等被害額のみならず、特例法の対象となる各種被害額を含む)が当該府県の標準税収を上廻る府県

2、災害救助法を八割以上の市町村に発動した府県

### (二) 市町村指定案

1、市町村(土地改良区、農協等を含む)の負担にかかる被害額と当該市町村の区域内の都道府県の負担にかかる被害額の合計額が当該市町村の標準税収入と都道府県税との合計額を超ゆる市町村

(注) 被害額の計算は都道府県の場合と同じ

### (三) 旧市町村別指定案

市町村指定の方式に準ず。

一、石炭対策については、抜本的対策を講じ、新規失業者の発生を防止するとともに、当面の離職者に対し、徹底的な処置をとり民生の安定をはかるべきである。

一、以上に要する財源については、かかる非常事態に対処するため巨額な防衛関係費の削減をはかると共に接収貴金属の国庫帰属分の一部売却、外國為替資金特別会計資金の取崩しなどを以て充当すべきである。

以上の理由により政府は、左の一覧表にのつとり、政府案を組替えて再提出すべきである。

9	8	7	6	5	4	3	2	1
被災者援護費	公立文教施設災害復旧費 (文部省所管)	住宅施設災害復旧費	灾害救助費 (厚生省所管)	治山事業費 (建設省所管)	緊急治山および緊急砂防 (農林省所管)	港湾施設	伊勢湾高潮対策事業費 (建設省所管)	農地 (農業用施設)
一、〇九〇	一、二三〇	一、二三〇	一、四四三	一、六九五	七八〇	一、六九五	四八八	七二一
一五、六〇〇	一、五一四	二、二三〇	二、四九〇	二、四四三	九一五	一、三四	八六七	一、五五〇
一五、六〇〇	四二四	一、〇〇〇	四二四	一、〇〇〇	七四七	二、〇四四	八五九	七七九
政府案は補助率四分の九 国庫負担とする	政府案六、〇七九戸建 造に對し社会党案八	政府案六、〇七九戸建 造に對し社会党案八	政府案九割、進捲率 二割高める。直轄は全額 国庫負担とする	政府案九割、進捲率 二割高める。直轄は全額 国庫負担とする	政府案九割、進捲率 二割高める。直轄は全額 国庫負担とする	政府案九割、進捲率 二割高める。直轄は全額 国庫負担とする	政府案九割、進捲率 二割高める。直轄は全額 国庫負担とする	政府案九割、進捲率 二割高める。直轄は全額 国庫負担とする

じん地指定地域を広くする) 進捲率は政府案  
25%社会党案45%

（政府案は補助率四分の九  
国庫負担とする）  
旧を二割加える。

一、二〇七  
八九七  
一〇〇  
七六〇  
五五〇  
一〇〇  
五六三〇  
八、三六〇  
九〇七  
一、四八〇  
六二一  
三九一  
二三三〇  
一〇二  
六、六七〇  
一、五五〇  
三、六〇三  
七九  
八五九

一〇〇  
二〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇

六、一五三  
四、七三三  
五八〇  
八四〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇  
一〇〇

四一九  
四八八  
九〇七  
八、三六〇  
五六三〇  
八、三六〇  
九〇七  
一、五五〇  
七九  
八五九

伊勢湾高潮対策  
(農林省所管)  
伊勢湾高潮対策  
(建設省所管)  
伊勢湾高潮対策  
(農林省所管)  
伊勢湾高潮対策  
(建設省所管)  
伊勢湾高潮対策  
(建設省所管)  
伊勢湾高潮対策  
(建設省所管)

直轄河川改修費  
直轄河川改修費  
直轄河川改修費  
関連事業費  
(建設省所管)

河川等  
(農林省所管)  
農業用施設  
(建設省所管)

漁港施設  
(運輸省所管)

港湾施設  
(農林省所管)

林道施設  
漁港施設

河川等  
(農林省所管)

関連事業費  
(建設省所管)

農業用施設  
(建設省所管)

河川等  
(農林省所管)

治山事業費  
(建設省所管)

砂防事業費  
(建設省所管)

灾害救助費  
(厚生省所管)

灾害復旧事業費  
(建設省所管)



## ○財政投融資計画の組替

単位百万円、誤差は百万円以下の四捨五入による

計  
六一四三二四四七六七

租税の自然増収	四九、〇〇〇
税外収入の増加	四九、〇〇〇
防衛関係費の削減	四、八四三
その他の既定経費の節約	四、八四三
接収貴金属	三四七
外国為替資金特別会計	七、二四二
○	三〇、〇〇〇
○	一、〇〇〇
三四、六三五	一五、〇〇〇
三四、六三五	二九、六五三
三四、六三五	△六、二四二
三四、六三五	一五、〇〇〇

財源

単位百万円、誤差は百万円以下の四捨五入による。

地方交付税交付金	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九	一、七八九	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九	一、七八九	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九	一、七八九	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九
義務教育費國庫負担金																			
生活保護費																			
社会保険費																			
養護学校教育費國庫負担金																			
精神衛生費補助金																			
國立学校運営費																			
その他	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
予備費	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
政府出資	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	六	一、四三一	一三四、四七八	七三、〇四七	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九	一、七八九	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九	一、七八九	八、五〇〇	六、五〇〇	三、七八九	二、七八九	一、七八九

(10) 広域職業紹介業経費  
 (11) 遠賀川水系汚水処理調査費  
 (12) そ の 他

全額	月額	五二期	均一、
三〇〇〇万円の利子	五〇カ所	五二五、国間	一二、
		一年六カ月	〇〇〇〇万円〇〇名
		〇〇〇〇名	〇〇〇〇世帯三分の
		〇〇〇〇人三〇	〇〇〇〇人平

			緊急排水事業費補助
各省事務費	二、 石炭対策費	六四	三三
(1) 炭鉱離職者緊急就労対策 事業費補助	七二八	○	一五〇
(2) 炭鉱離職者援護会補助	四〇四	△	一二七
炭鉱離職者職業訓練所費補助	三〇〇	六、 四七五	一五
一一一	二、 七三〇	六四	一一九
七〇〇	五、 七四七	○	六八九
△	二、 三七六	△	六八九
六八九	三〇〇	六四	一一七

補助率政府案九割  
会党案十割、進歩率を社  
会案は事務費八%  
を合計額で加えてあ

		原資		合計		合計		年小計		災害		商工中金		中小企業公庫		災害			
		一般会計出資		政府案		組替案		増減		労働金庫		開拓者資金会計		農林漁業公庫		住宅金融公庫		地方債	
資金運用部	五〇一	三八二	○	二三〇	九六七	四五二	二四一	一〇一	一六〇	一〇〇	一〇〇	二六〇	五七	二三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四二	
簡保年金	九六七	六九	○	五五九	四六六	二二〇	二二一	一〇一	二六〇	二〇〇	二〇〇	二五	五七	二二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	
産投会計	四〇	一〇	○	六九	四〇	一〇一	一〇一	一〇一	六八	二六〇	二六〇	二五	五五	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	
公募債	五〇一	六九	○	二三〇	五九	一七七	一七七	一七七	一〇一	一〇一	一〇一	二五	一五	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	

り八〇億増加する  
政府出資を一般会計よ

## 二 原爆被害者等援護法(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案)の要綱

### 一、立法の趣旨

(1) わが党は今まで原爆被害者の救援は、「現在の被爆者の生命を守る運動」であり、原爆禁止は実験による被害を含んで「将来一人の原爆被害者もつくらない」とい

う運動であり、この二つの運動は表裏一体であるとの考え方より一貫して努力してきた。原爆禁止に対する固い決意を前提としてのみ、被害者救援の運動がはじめて成果

をあげ得る。広島、長崎のあの慘劇の後十四年間、歴代の保守党内閣のこの二つの運動に対する怠慢は強く批判されてなくてはならない。特にこのおそるべき原爆症の科学的、社会的真相を国の責任において明らかにする努力がなされなかつたことは人道的にも非難されなくてはならない。

(2) 昭和三十年の第一回原水爆禁止世界大会を一つの契機として被害の実相と被害者救援に対する内外の関心が高まり昭和三十二年三月おくればせながら原爆被害者医療法がつくられた。

この医療法は画期的なものではあつたが、幾多の欠かんのあることは明らかであり、「医療法から援護法へ」ということばの通り、国の全責任において

第一に医療保障 자체を更に完全にするこ

第二に原爆症の特質からも被爆者の生活保障の裏づけをする。

第三に放射能の身体に及ぼす影響とその治療法の研究。

第四に被爆死亡者遺族に対する援護の四点を骨子とする総合的な被爆者援護立法をつくるべきである。

## 二、原子爆弾被爆者等援護法の要点

(1) 現行の医療法を抜本的に改正して原爆被爆者及び被爆死亡者の遺族に対する総合的援護立法とする。

(2) 現行医療法の医療認定基準を拡大し被爆者に対する医療保障の徹底を期する。

(説明) 被爆者の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に「関聯している」と認められるものに対しては必要な医療給付を行いう改正する。

(3) 医療の結付をうける被爆者に対して援護手当を支給する。

(説明) 援護手当は栄養補給など医療中の被爆者の家族の生活援護であつていわゆるボーダーライン層を含む。

医療をうけるため労働することができずこのため収入が減じたと認めるものに対して医療手当を支給する。

(説明) 健康診断、入院通院などの場合労

働することができなくて、収入が減少した場合は一定の限度を設けて手当を支給する。援護手当との二重の支給は認められない。細則は政令で定める。

(5) 健康診断又は医療給付をうける被爆者に交通手当を支給する。

(6) 被爆死亡者の遺族には三年に限り、一人年額一万五千円の給与金を支給する。

(説明) ただし戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金、給与金を受けるものには適用しない。

(7) 被爆死亡者の遺族に一人につき三万円の弔慰金を支給する。

(説明) 十年以内に償還すべき記名国債を出す。但しこれを担保とする金融の措置を講ずる。

(8) 厚生大臣の諮問機関として被爆者援護に関する重要事項の調査審議のため「原爆被爆者等援護審議会」をおく。

(説明) この審議会には被爆者及び死亡者の遺族代表も加える。

(9) 国立原子爆弾影響研究所を設け、原子爆弾の影響に関する医学的調査研究を行う。

(説明)

1 国立原子爆弾影響研究所は、東京都に置く。

2 国立原子爆弾影響研究所の内部組織

は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、国立原子爆弾影響研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立原子爆弾影響研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 国立原子爆弾影響研究所に研究施設として病院を附置する。

## 第二回政策研究集会の開催要領

一、日 時 十二月十五日(火)

十六日(水)の二日日間

1 農業問題

2 中小企業問題

一、場 所 衆議院第一会館第一会議室

第二日(十二月十六日水曜日)

午前一〇時より 分科会続行

但し第三分科会は合同して

イ、物価問題

ロ、その他

(人員制限なし、なるべく多数

出席されたし)

一二時 休憩

午後二時より

午後三時 討議

午後四時 集約

午後五時 閉会

- 議事と日程
- 第一日(十二月十五日火曜日)
- |                   |   |
|-------------------|---|
| 一〇時 開会            | 各分科会の報告(各二十分)                             |
| 党代表 あいさつ          | 午後三時 討議                                   |
| 一一時 (記念講演)(大内兵衛氏) | 午後四時 集約                                   |
| 一二時 休憩            | 午後五時 閉会                                   |
| 午後一時より 分科会        | 尚「政策の浸透と地域活動の強化」に関する議題を、各分科会にて取り上げ、討論を行う。 |
- 第一分科会(予算問題)
- 助言者 芦沢彪衛氏(武藏野大学教授)
  - イ 政府の予算編成方針に対する批判
  - ロ 階層別の要求事項の討議
  - ハ 党の態度の討議
- 第二分科会(合理化と雇用問題)
- 助言者 相原茂氏(東大教授)
  - 星野芳郎氏(技術評論家)
  - イ 合理化と失業問題の実態報告
  - ロ 政府の対策の検討
  - ハ 党の態度の討議
  - ニ 長期政策の課題
- 第三分科会(経済政策)
- 助言者 大谷省三氏(東京農工大学教授)
  - 小林義雄氏(専修大教授)
- 小分科会